

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	35
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	35
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災課）	35
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災課）	36
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達に係る落札者等の公示……………	36
道立衛生研究所告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	37
○特定調達契約に係る入札の公告……………	37
道人事委員会規則	
○特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	38
道収用委員会告示	
○土地収用法による審理の開始通知書の公示による通知……………	38
告 示	
北海道告示第427号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（天塩地区畜産担い手育成総合整備〔担い手支援型〕（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。	
その関係書類は、北海道留萌振興局に備え置いて、平成23年6月21日から20日間、一般の縦覧に供する。	
平成23年6月17日	
北海道知事 高橋 はるみ	
北海道告示第428号	
農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があつた。	

た。

平成23年6月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別市・寿都郡寿都町・黒松内町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 紋別市・寿都郡寿都町・黒松内町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走郡美幌町・津別町・佐呂間郡佐呂間町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 津別町・佐呂間町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）、美幌町
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに紋別市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第429号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 里沢川（Ⅰ－41－0060） 2 土砂災害警戒区域の表示 旭川市江丹別町字西里（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第430号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成23年6月17日	旭川市神居町神岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川神楽岡10条1丁目（Ⅰ－4－9－2152） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神楽岡10条1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美瑛下字莫別1（Ⅰ－4－47－2190） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡美瑛町下字莫別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川旭岡6丁目（Ⅱ－4－15－1531） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市旭岡6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川神岡1（Ⅰ－4－2－2145） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	総 合 振 興 局 告 示 及 び 振 興 局 告 示 北海道上川総合振興局告示第73号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年6月17日 北海道上川総合振興局長 窪 田 毅 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 複写機等の賃貸借その1（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（3台（1月当たりの単価）及び20,000枚（1台1か月の1枚当たりの単価）） (2) 複写機等の賃貸借その2（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（6台（1月当たりの単価）及び8,600枚（1台1か月の1枚当たりの単価）） 2 落札を決定した日 平成23年5月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社岩崎 イ 住 所 札幌市中央区北4条東2丁目1番地

(2)ア 氏 名 リコージャパン株式会社 イ 住 所 東京都中央区銀座 7 丁目16番12号 4 落札金額 <table> <tr> <td>(1) 賃貸借の月額基本料金</td> <td>4,860円</td> </tr> <tr> <td>複写料金 1枚から 2,000枚まで</td> <td>1枚当たり 0.73円</td> </tr> <tr> <td> 2,001枚から 5,000枚まで</td> <td>1枚当たり 0.73円</td> </tr> <tr> <td> 5,001枚以上</td> <td>1枚当たり 0.73円</td> </tr> <tr> <td>(2) 賃貸借の月額基本料金</td> <td>14,840円</td> </tr> <tr> <td>複写料金 1枚から 2,000枚まで</td> <td>1枚当たり 0.96円</td> </tr> <tr> <td> 2,001枚から 5,000枚まで</td> <td>1枚当たり 0.96円</td> </tr> <tr> <td> 5,001枚以上</td> <td>1枚当たり 0.96円</td> </tr> </table> 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成23年 4 月26日付け北海道上川総合振興局告示第64号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 <table> <tr> <td>(1) 名 称</td> <td>北海道上川総合振興局地域政策部総務課</td> </tr> <tr> <td>(2) 所在地</td> <td>旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号</td> </tr> </table>	(1) 賃貸借の月額基本料金	4,860円	複写料金 1枚から 2,000枚まで	1枚当たり 0.73円	2,001枚から 5,000枚まで	1枚当たり 0.73円	5,001枚以上	1枚当たり 0.73円	(2) 賃貸借の月額基本料金	14,840円	複写料金 1枚から 2,000枚まで	1枚当たり 0.96円	2,001枚から 5,000枚まで	1枚当たり 0.96円	5,001枚以上	1枚当たり 0.96円	(1) 名 称	北海道上川総合振興局地域政策部総務課	(2) 所在地	旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号	2 資 格 要 件 平成16年北海道告示447号の 1 の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 平成23年 6 月 1 日現在において、引き続き 2 年以上、物品の賃貸事業を営んでいること。 (2) 過去 2 年間、1 の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の 2 による。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成23年 6 月20日から 7 月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 <table> <tr> <td>ア 提出先の名称</td> <td>北海道立衛生研究所企画総務部</td> </tr> <tr> <td>イ 提出先の所在地</td> <td>札幌市北区北19条西12丁目</td> </tr> </table> 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該機関の更新手続並びに資格の喪失 平成16年第447号の 3 の(1)のアからウまで及び(2)、4 の(1)及び(3)並びに 5 の(1)による。	ア 提出先の名称	北海道立衛生研究所企画総務部	イ 提出先の所在地	札幌市北区北19条西12丁目
(1) 賃貸借の月額基本料金	4,860円																								
複写料金 1枚から 2,000枚まで	1枚当たり 0.73円																								
2,001枚から 5,000枚まで	1枚当たり 0.73円																								
5,001枚以上	1枚当たり 0.73円																								
(2) 賃貸借の月額基本料金	14,840円																								
複写料金 1枚から 2,000枚まで	1枚当たり 0.96円																								
2,001枚から 5,000枚まで	1枚当たり 0.96円																								
5,001枚以上	1枚当たり 0.96円																								
(1) 名 称	北海道上川総合振興局地域政策部総務課																								
(2) 所在地	旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号																								
ア 提出先の名称	北海道立衛生研究所企画総務部																								
イ 提出先の所在地	札幌市北区北19条西12丁目																								
道 立 衛 生 研 究 所 告 示																									
北海道立衛生研究所告示第22号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成23年 6 月17日 北海道立衛生研究所長 後 藤 良 一 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成23年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 2 条第 2 号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 <table> <tr> <td>(1) 契 約</td> <td>平成23年 6 月17日に一般競争入札の公告を行う残留農薬等検査用機器の賃貸借契約</td> </tr> <tr> <td>(2) 資 格</td> <td>残留農薬等検査用機器の賃貸借（以下「資格」という。）</td> </tr> <tr> <td>(3) 物 品 等 の 種 類</td> <td>残留農薬等検査用機器の賃貸借</td> </tr> </table>	(1) 契 約	平成23年 6 月17日に一般競争入札の公告を行う残留農薬等検査用機器の賃貸借契約	(2) 資 格	残留農薬等検査用機器の賃貸借（以下「資格」という。）	(3) 物 品 等 の 種 類	残留農薬等検査用機器の賃貸借	北海道立衛生研究所告示第23号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年 6 月17日 北海道立衛生研究所長 後 藤 良 一 1 入 札 に 付 す る 事 項 <table> <tr> <td>(1) 調達をする物品等の名称及び数量</td> <td>残留農薬等検査用機器の賃貸借 3 式（1 月当たりの単価）</td> </tr> <tr> <td>(2) 調達をする物品等の仕様等</td> <td>入札説明書及び要求仕様書による。</td> </tr> <tr> <td>(3) 契 約 期 間</td> <td>平成23年10月 1 日から平成28年 9 月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することが有り得る。</td> </tr> <tr> <td>(4) 納 入 場 所</td> <td>北海道立衛生研究所</td> </tr> </table> 2 入札に参加する者に必要な資格	(1) 調達をする物品等の名称及び数量	残留農薬等検査用機器の賃貸借 3 式（1 月当たりの単価）	(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書及び要求仕様書による。	(3) 契 約 期 間	平成23年10月 1 日から平成28年 9 月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することが有り得る。	(4) 納 入 場 所	北海道立衛生研究所										
(1) 契 約	平成23年 6 月17日に一般競争入札の公告を行う残留農薬等検査用機器の賃貸借契約																								
(2) 資 格	残留農薬等検査用機器の賃貸借（以下「資格」という。）																								
(3) 物 品 等 の 種 類	残留農薬等検査用機器の賃貸借																								
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	残留農薬等検査用機器の賃貸借 3 式（1 月当たりの単価）																								
(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書及び要求仕様書による。																								
(3) 契 約 期 間	平成23年10月 1 日から平成28年 9 月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することが有り得る。																								
(4) 納 入 場 所	北海道立衛生研究所																								

平成23年北海道立衛生研究所告示第22号に規定する残留農薬等検査用機器の賃貸借の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道立衛生研究所企画総務部 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所管理棟2階会議室（送付による場合は、郵便番号 060－0819 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部） (2) 入 札 日 時 平成23年7月28日（木）午前10時（送付による場合は、同月27日午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道立衛生研究所のホームページ（http://www.iph.pref.hokkaido.jp/）においてダウンロードすることができる。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は、次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第155条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部 (2) 所 在 地 郵便番号 060－0819 札幌市北区北19条西12丁目 電話番号 011－747－2709 10 Summary	A Nature and quantity of the products to be procured : A lease only on machines or instruments for examination on agricultural chemicals 3 sets. B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 28, 2011 (If mailed bids must no later than 5 : 00 P.M., July 27, 2011) C Contact : Department of General Affairs and Planning, Hokkaido institute of Publc Health, Nishi 12-chome, kita 19-jo, kita-ku Sapporo 060-0819 Japan Phone : 011-747-2709					
道 人 事 委 員 会 規 則						
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 平成23年6月17日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則7－1238 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7－357）の一部を次のように改正する。 別表アの表オホーツク総合振興局の項中 <table><tr><td>「</td><td>斜里町ウトロ西</td><td>環境生活部環境局自然環境課斜里町分室</td><td>」</td><td>を削り、同</td></tr></table> 表根室振興局の項を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。		「	斜里町ウトロ西	環境生活部環境局自然環境課斜里町分室	」	を削り、同
「	斜里町ウトロ西	環境生活部環境局自然環境課斜里町分室	」	を削り、同		
道 収 用 委 員 会 告 示						
北海道収用委員会告示第8号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。 なお、当該書類を受領しないときは、平成23年7月7日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。 平成23年6月17日 北海道収用委員会会長 山 口 均						

1 書類の名称

審理の開始通知書（平成23年 6 月 6 日付け北収第78号北海道収用委員会会長通知）

2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	収用しようとする 土地の所在・地番
不明 （ただし、土地登記記録上 の住所は、旭川市六線南三 号）	福 村 興	上川郡上川町南町230番 1